

船橋市不登校児童生徒等支援事業に関する質問及び回答

No.	文書名	ページ	質問内容	回答
1	船橋市不登校児童生徒等支援事業業務委託に係るプロポーザル実施要領	4	別紙『船橋市不登校児童生徒等支援事業業務委託に係るプロポーザル参加申込書類一覧』の【企画提案時に提出する書類一式】の提案書の作成内容について、A4,両面25ページ以内とありますが、表紙、見積りは別と捉えて差し支えないですか。	表紙及び見積書はページ数に含めなくて差し支えありません。
2	船橋市不登校児童生徒等支援事業業務委託に係るプロポーザル実施要領	その他	教育委員会ではなく、地域子育て部が本事業を担当する意図を公開できる範囲でお示しください。	本事業は対象者や支援内容を限定するものではなく、教育分野に限らない幅広い支援を目的としています。教育委員会や学校に相談しづらい保護者や児童生徒に対し、相談先や居場所の選択肢を拡充する観点から、地域子育て部が所管しています。
3	船橋市不登校児童生徒等支援事業業務委託仕様書	1	対象となる小学生、中学生の見込み数をお示しください。もしくは、市の公開資料をお示しください。	令和6年度末時点の市内の不登校児童生徒数は1,583人です。本事業の対象は、そのうち利用希望のあった方となります。
4	船橋市不登校児童生徒等支援事業業務委託仕様書	2	1日の利用者数の見込みをお示しください。また、居場所スペースの支援員を含めた定員をお示しください。	1日あたりの利用者数は、他自治体の同種事業の運営状況等を参考に、4～5名程度を見込んでいます。専用スペースの同時利用人数は、概ね3名程度を想定しています。なお、利用時間の違いや他スペースの活用を踏まえ、1日あたりの参加者数は5名程度を目安とし、運営状況に応じて市と受託事業者で協議していきたいと考えております。
5	船橋市不登校児童生徒等支援事業業務委託仕様書	3	年間390日の実施とは児童生徒の受入れ日数を指しますか。仮に、1ヶ月で390日を割ると、1ヶ月20日となります。この場合、長期休みも関係なく受入れをすることになりますか。人員の配置を適切に行うために、受入れ日数を考慮して頂くと助かります。	実施日数390日は、令和8年9月1日から令和10年3月31日までの期間における児童生徒の受入れ日数を指します。本事業は夏休み等の長期休みも児童生徒の受け入れをするものとしておりますので、長期休みの対応を含めたご提案をお願いします。
6	船橋市不登校児童生徒等支援事業業務委託仕様書	4	事業責任者は現場に常駐ではなく、常に現場に配置する職員は、支援相談員3名と理解して差し支えないでしょうか。	事業責任者は、実施場所の安全管理や円滑な連絡に支障がなければ、常駐は必須ではありません。開設時間中は常時3名の配置が必要であり、事業責任者と支援相談員の兼務は可能です（例：事業責任者兼支援相談員1名+支援相談員2名）。
7	船橋市不登校児童生徒等支援事業業務委託仕様書	4,5	施設のプリンタを業務のために使用させていただく場合、インクは受託側で用意するなどの具体的な規定はあるでしょうか。	運営方法により必要な消耗品が異なることが想定されるため、仕様書に記載の備品以外の日常的な消耗品については、原則として受託事業者がご用意ください。
8	船橋市不登校児童生徒等支援事業業務委託仕様書	5	施設内でのネットワーク回線は市が用意するため、受託者が準備する必要はないと捉えてよろしいでしょうか。	施設内のネットワーク回線は市が用意します。業務で使用する端末については、受託事業者でご用意ください。
9	船橋市不登校児童生徒等支援事業業務委託仕様書	5	受託者が用意する備品（PC、棚等）の依頼があればお示しください。	仕様書に記載の備品以外は、適切な運営に必要なものを受託事業者でご用意ください。
10	その他	その他	令和6、7年度の運営事業者名をお示しください	本事業は令和8年度から開始する新規事業です。
11	その他	その他	現状の課題と、これまでの成果をお示しください。また、数値目標があればお示しください。	本事業は令和8年度から開始する新規事業です。児童生徒及び保護者の孤立防止と社会的自立の支援を目的としているため、現時点での実績や数値目標は設定しておりません。
12	船橋市不登校児童生徒等支援事業業務委託に係るプロポーザル実施要領	1, 2	船橋市の競争入札参加資格を有していない場合に必要な書類のウ 直近1年分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書等）について、2025年度分の財務諸表が決算が確定していないため、提出できない場合はどのように対応すればいいでしょうか。	直近1年分の財務諸表が提出できない場合は、その前年度分をご提出ください。
13	船橋市不登校児童生徒等支援事業業務委託仕様書	4	船橋市不登校児童生徒等支援事業業務委託仕様書4ページ目、6.業務実施体制（1）配置職員 イ 支援相談員（2名以上）の項目での説明についての質問です。この説明の中で、「事業責任者との兼務も可能とする。」とあります。仮に事業責任者が支援相談員を兼務する場合、事業責任者兼支援相談員と相談支援員の実質2名体制で実施が可能なのか、または兼務する場合でも、事業責任者1名以上、相談支援員2名以上合わせて3名以上の配置が必要なのかを教えてくださいましたら幸いです。	事業責任者と支援相談員の兼務は可能ですが、開設時間中は常時3名の配置が必要となります。そのため、事業責任者兼支援相談員を1名配置した場合でも、支援相談員は別に2名配置する必要があります。
14	船橋市不登校児童生徒等支援事業業務委託に係るプロポーザル実施要領	4,5	面接審査（プレゼンテーション）に事業責任者の出席が必須とのことですが、事業責任者については事業開始の前日である令和8年8月17日までに採用する場合、出席が出来ません。また「様式4：事業責任者経歴書」については未記入でご提出することになります。これらのことにより、本事業への参加は不可となりますでしょうか。	①面接審査に事業責任者が出席できない場合、または事業責任者経歴書が未記入の場合は、本プロポーザルにご参加いただくことはできません。しかしながら、事業責任者の役割は複数名でシェアするような形で配置していただいても構いませんので、新規に採用する方が面接審査に間に合わない場合、すでに採用済で一定日数配置できる方がいらっしゃれば、その方を事業責任者としてご提案いただくことは可能です。その場合、採用予定の事業責任者につきましては、採用の方針や求める人物像などをご提示いただければと考えております。 ②どのような職員が配置されるかは本事業の要となるため、実施要領にて「配置を予定している事業責任者の職員が出席すること」とあるとおり、面接審査には原則として、配置予定の事業責任者の出席を求めています。ただし、新規採用予定により出席できない場合は、その旨を「様式4：事業責任者経歴書」に記載してください。その場合、面接審査においては、貴団体の採用方針や採用条件、求める人物像等について具体的に責任をもってご説明いただける方の出席をお願いいたします。なお、受託候補者となった場合には、面接審査における質疑等で説明した事項を契約内容に反映する場合がありますにご留意ください。
15	船橋市不登校児童生徒等支援事業業務委託仕様書	4	「事業責任者との兼務も可能とする。」とありますが、この場合、現地への人員配置は事業責任者と支援相談員を兼務した者が1名、支援相談員が1名の状態も許容されるという理解でしょうか。	事業責任者と支援相談員の兼務は可能ですが、開設時間中は常時3名の配置が必要となります。そのため、事業責任者兼支援相談員を1名配置した場合でも、支援相談員は別に2名配置する必要があります。
16	船橋市不登校児童生徒等支援事業業務委託仕様書	4,5	事業責任者は、週5日とも同一人物による配置が必須でしょうか。	開設日すべて同一人物による配置は必須ではありません。人員確保の点からも、適切な運営が可能であればシフト制による複数人での対応も可能です。ただし、配置職員の入れ替わりの頻度によっては、利用者との関係づくりに影響があると想定されることから、その点ご配慮していただきたいと考えております。
17	船橋市不登校児童生徒等支援事業業務委託仕様書	4,5	支援相談員は、週5日とも同一人物による配置が必須でしょうか。	事業責任者と同様の取扱いとします。（No.16）
18	その他	その他	実施スペースの拡張及びレイアウトの変更は可能なのでしょうか。	実施スペースの拡張及びレイアウトの変更につきましては、必要に応じて検討可能です。
19	船橋市不登校児童生徒等支援事業業務委託仕様書	5	保護者や本人とのLINE連絡や連絡用の携帯電話を備品として設置して頂くことは可能でしょうか？	仕様書に記載の備品以外は、適切な運営に必要なものを受託事業者でご用意ください。

船橋市不登校児童生徒等支援事業に関する質問及び回答

No.	文書名	ページ	質問内容	回答
20	その他	その他	利用対象者の状況・状態（統合失調症・障害の程度・重度アレルギー等）について、制限を設けているのでしょうか？設けていない場合、受託者で設けてもよいのでしょうか？	市では、利用対象者の状況・状態につきましては、制限は設けておりません。受託者で設ける必要がある場合は、提案時にお示しいただきご説明ください。
21	船橋市不登校児童生徒等支援事業業務委託に係るプロポーザル実施要領	4,5	プロポーザルの面接審査会場で、持参したPCの画面を映し出す、プロジェクター等の機器は設置されているのでしょうか？	提案者のPC画面を映し出せるよう、モニターもしくはプロジェクターを設置いたします。
22	船橋市不登校児童生徒等支援事業業務委託仕様書	3	2,000部のチラシ印刷は委託費の内でしょうか？	チラシの印刷も含めた金額として提案限度額の範囲内でご提案ください。
23	船橋市不登校児童生徒等支援事業業務委託仕様書	3,4	業務に関するアンケート内容の項目は独自作成するのでしょうか？それとも、既に決められた項目、あるいはおおよそのガイドラインがあるのでしょうか？	アンケート項目については、受託事業者の支援内容に合わせて市と協議の上作成をお願いします。
24	船橋市不登校児童生徒等支援事業業務委託仕様書	4,5	設置備品設備の内、プリンターの機種を教えてくださいませんか？（スキャナー機能等がついているか知りたいため）	現時点で機種を示すことはできませんが、スキャナー機能を有したものを配置予定です。
25	船橋市不登校児童生徒等支援事業業務委託仕様書	5	ネットワーク回線は光回線でしょうか？また、『利用児童生徒が利用するネットワーク』とありますが、『利用児童生徒が利用するネットワーク』を用意することは必須でしょうか？	回線は光回線を手配する予定です。『利用児童生徒が利用するネットワーク』については、機器の設定で「事業者が利用するネットワーク」、「利用児童生徒が利用するネットワーク」と分ける想定となりますので、利用児童生徒が利用するネットワークも、市で用意いたします。
26	船橋市不登校児童生徒等支援事業業務委託仕様書	5	『利用児童生徒が利用するネットワーク』を用意することが必須の場合、ネットワーク用の回線を2回線用意するのか、1回線で2つのネットワークを組むのか、どちらでしょうか？	1回線で2つのネットワークを組む予定です。回線については市で用意しますが、あくまで問合せ対応や、市・本社（本部）とのメール、簡単な調べもの用として想定しておりますので、本社（本部）でしか閲覧・操作できないファイルやシステム等へのアクセスは想定しておりませんのでご留意ください。
27	船橋市不登校児童生徒等支援事業業務委託仕様書	5	加入義務のある保険は利用者が児童ホーム等に損害を与えた場合も対象となるのでしょうか？あるいは受託者のみが補償対象となる保険でしょうか？	利用者の責により児童ホーム等に損害を与えた場合については加入必須とはしません。
28	船橋市不登校児童生徒等支援事業業務委託仕様書	6	委託費の前払い請求は可能でしょうか？	委託費の支払いについては、支払い期月の検査合格後、適な支払請求を受けた日から、30日以内に支払うものとしており、前金払いをすることはできません。支払期日については、一括払い、月払い、半期払い、年4回払い等、市と受託事業者で協議の上定めることとしております。
29	その他	その他	広報はどの程度してくれるのでしょうか？また、受託者が独自に新聞やwebサイトなどで独自に工法をすることは可能でしょうか？	市ホームページや広報紙のほか、市公式LINEの不登校支援情報カテゴリによる配信、各学校から保護者あての連絡アプリによる事業周知等を予定しております。頻度等については、受託者及び関係機関と協議の上決定いたします。また、受託者独自の広報手段がある場合は、市と協議の上、ご利用いただくことは可能です。
30	その他	その他	外部階段が雨などで滑りやすいため、児童が怪我をする懸念もあります。また、傘をさして階段を昇り降りすることが危険な状態かと思えます。屋根を付けてもらう等の対策をしてもらうことは可能でしょうか？	外部階段の屋根設置につきましては、必要に応じて検討可能です。
31	船橋市不登校児童生徒等支援事業業務委託仕様書	1	仕様書には『小中学生』と書かれていますが、高校生年齢の方の受け入れは不可能でしょうか？	本事業においては、高校生年齢の方を対象とすることは要件としておりません。しかしながら、受託候補者の支援方針により、高校生年齢を含めるべきと考える場合（例えば中学生の項に利用していた生徒については卒業後も相談受付を行う等）は、対象に含めてご提案いただくことは妨げません。
32	その他	その他	小中学生でひきこもっていてまだ家から出られない児童生徒の中には、保護者の相談を通じて出てこられるようになる方も少なくありません。そのような状態から保護者相談を受け入れても良いのでしょうか？それとも、保護者相談・保護者会はあくまで出てこれている児童生徒の保護者が対象でしょうか？	保護者の相談及び児童生徒からの相談については、居場所の利用をしている児童生徒または保護者は限定するものではありませんので、受託候補者の支援方針に合わせてご提案いただいで構いません。
33	船橋市不登校児童生徒等支援事業業務委託仕様書	2	体験活動について年間の実施回数の想定があればご教示ください。	実施回数の想定はありません。支援方針や内容に合わせてご提案ください。
34	船橋市不登校児童生徒等支援事業業務委託仕様書	2	本事業における利用者数の想定について、以下の点をご教示ください。 ・定員があるかどうか。 ・年間の利用登録者数の見込み	登録者の利用状況にもよるため、定員については設けておりません。1日あたりの利用者数は、他自治体の同種事業の運営状況等を参考に、4～5名程度を見込んでいます。利用者によって居場所の利用時間が異なること、また、必要に応じて専用の居場所スペース以外の利用もできることから、1日あたりの参加定員につきましては5名程度を目安にし、運営状況のみ、市と受託事業者で協議していきたいと考えております。また、年間の利用登録者数については他自治体の同種事業の運営状況から、30名程度を見込んでおりますが、申し込み状況によっては越えることも想定されます。
35	船橋市不登校児童生徒等支援事業業務委託仕様書	2	本事業における保護者対応の相談対応については、原則として開設時間（11:00～15:00）内での対応を想定してよろしいか、ご教示ください。あわせて、開設時間外（夕方以降や土日等）での電話・オンライン相談対応の必要性があるかについてもご教示ください。	相談は原則として開設時間（11:00～15:00）の対応を想定しておりますが、ご提案いただく支援方針や支援方法により、開設時間外の対応が可能であれば、追加でご提案ください。なお、土日のいずれかの曜日については開設日に含めるものとしているため、相談についても対応いただく必要があることにご留意ください。
36	船橋市不登校児童生徒等支援事業業務委託仕様書	3	実施期間内の日曜日の開室日程はどの程度を見込んでいますかご教示ください。	仕様上、土曜日または日曜日のいずれかを含み開室することとしております。
37	その他	その他	本事業の立ち上げにあたり特に留意すべき点や、事業者に期待する事項があればご教示ください。	新規事業のため、実際の運営にあたっては市とごまかな協議・調整が必要となる見込みであることにご留意ください。また、福祉部門で初めて実施する不登校支援事業のため、事業者の知見やノウハウを生かした支援方針・方法の提案、事業運営を期待します。